

このたび、鈴木様から頂戴しました行政不服審査制度に関するご質問につきまして、次のとおり回答させていただきます。

まず、県では、水俣病の認定申請における棄却決定の通知書及び再調査における棄却決定の決定書に、不服申立ての請求期間等に関する教示を記載してお送りしています。

併せて、行政不服審査制度や審査請求に関する国窓口のお知らせ、審査請求に関するお問い合わせがあった場合にも制度の説明を行うなど、丁寧に対応しています。

次に、水俣病認定申請に関する行政不服審査請求制度につきましては、行政不服審査法及び公害健康被害補償法等に基づき適切に運用されており、却下等の処分も、国の公害健康被害補償不服審査会において、適切に決定されていると考えています。

県としては、今後も引き続き、水俣病認定審査と行政不服審査制度の適切な運用に努めて参ります。

今後とも、熊本県政への御理解、御協力をよろしく申し上げます。

なお、本件について、御不明の点がございましたら、担当課までお問い合わせください。

令和3年（2021年）10月21日

鈴木 多賀志 様

熊本県知事

浦 辺 邦 夫